

## 裁判員経験者の意見交換会

- 1 日時 令和元年7月10日（水）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 吉 崎 佳 弥（東京地方裁判所刑事部判事）

裁判官 多 田 裕 一（東京地方裁判所刑事部判事）

検察官 石 井 壯 治（東京地方検察庁公判部副部長）

検察官 加 藤 幸 裕（東京地方検察庁公判部検事）

検察官 吉 田 稔（東京地方検察庁公判部検事）

弁護士 牧 野 茂（第二東京弁護士会所属）

弁護士 米 田 龍 玄（東京弁護士会所属）

弁護士 野 尻 昌 宏（第一東京弁護士会所属）

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した（なお、番号5は欠席のため欠番とした。）。

## 4 議事概要

### 司会者

それでは、定刻になりましたので裁判員経験者との意見交換会を始めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。まず、今日の出席者ですけれども、5番の方が急遽欠席になっておりますが、裁判員経験者の方1, 2, 3, 4, 6, 7という6名の方に御参加いただいております。それから各組織からの御参加者で、検察官から自己紹介と今日の意見交換会に向けての期待を一言お願いします。

### 石井検察官

東京地方検察庁公判部副部長をしております石井です。日頃裁判員法廷で傍聴させていただいているわけですけれども、皆さんがそのときに実は頭の中では何を考えているのだろうかといったことが今日聞かせてもらえれば、

今後の執務の参考にぜひさせていただきたいと思っておりますので、本日はいろいろと話を聞かせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたしますします。

#### 司会者

ありがとうございます。それでは、同様に弁護士からもお願いします。

#### 牧野弁護士

第二東京弁護士会の牧野といいます。日弁連の中で刑事弁護センターというところに属してまして、民間団体の裁判員経験者ネットワークというところで経験者の民間の交流組織をやっています。経験者の話を聞くのは非常に貴重な機会だと思っていて、裁判所でもこういう機会を得られて今日は楽しみにしています。よろしくお願いします。

#### 司会者

よろしくお願いします。ありがとうございました。申し遅れましたけれども、司会を務めます裁判所の吉崎です。東京地裁刑事11部の部総括を務めております。

今日のこの会は、特に審理の日程のあり方、スケジュールのあり方というところに焦点を置いてお話を伺えればと思っております。最近このスケジュール感に焦点を当て御意見を伺う機会が余りなかったとお聞きしたので、そういったところにお話を向けていきたいと思っておりますが、必ずしもそこに限らず、いろいろな御感想や経験を伺えたらと思っておりますので、ぜひ忌憚のない御意見を伺えればと思っております。それでは、私ども法曹関係者の自己紹介が終わったところで、それぞれの経験者にまず話を伺いたいんですが、1番さんから順に御自身がどのような事件を担当されたのかということと現在のお気持ち、可能であればもうちょっと遡った辺りの、こんな気持ちでいたけど今はこんな気持ちですみたいな話も含めて、適宜、今思い付くことを話していただければと思っております。

## 1 番

私が担当したのは強盗致傷事件で自白でした。初めに裁判員裁判の通知を受け取ってから実際に選任手続の日まで、私の場合は半年以上の期間があつて、ちょっと忘れた頃にそういう選任の日があるのでいらしてくださいというのが来て、ああという感じで、ちょっと本当に、1か月ぐらい前であれば気にして生活してたと思うんですが、10か月とか空けて来たので、ああ、そうか、来たのかというのが正直なところで、変な話、来ないとちょっと思っていたので。選任の日も、どれぐらいの確率で当たるのかもちょっと分からなかったですし、実際来てみて、あっ、当たったという感じで、本当に右も左も分からぬ状態で、誰もいらっしゃらない、ここが裁判する場所ですなんて社会科見学のように連れていかれて、本当に、ああ、大丈夫かしらという不安だったんですけど、私の場合は翌日ではなく翌週からスタートという形だったんですが、1日目お昼ぐらいまで過ごして、何とかついていけると申しますか、大丈夫かなという、徐々に、こういう雰囲気とこういう説明を受ければ大丈夫だなという感じで参加できたというか、大丈夫だったなというのと、参加直後も特に重い気持ちになることもないですし、今も本当にそういう機会があつてよかったなと思つてます。

## 司会者

はい、ありがとうございます。手元の資料によると、1番の方が参加されたのが11月12日スタートの事件だったようで、これが月曜日なんですね。

## 1 番

はい、そうです。

## 司会者

選任手続は前の週の木曜日にあつたんでしょうかね。

## 1 番

はい。

**司会者**

なるほど。ですから、多分いわゆる呼出状は10月ぐらいに来たんでしょ  
うかね。

**1 番**

そうです。はい。

**司会者**

この日に選任手続に来てねという通知が来たのが多分10月ぐらいだったので、その前の年の年末に来た通知から随分間が空いたということをお紹介  
いただいたわけですね。

**1 番**

そうです。はい。

**司会者**

はい、ありがとうございます。また中身についてはこの後お聞きしていきます。では、2番の方、お願いいたします。

**2 番**

私の事件の内容は、強制わいせつ致傷ということで自白でした。この事件  
は、元ホストの若い人が待ち伏せをしていて胸を触ったり指をかんだりとい  
うちょっと情けない事件だったんですけども。

**司会者**

男として。

**2 番**

はい。見ていてちょっと腹が立ったというか。ずっと私もう40年ぐらい  
建設業をやっておりまして、全く畑違いのこういう裁判の裏ってどういう感  
じで公平に裁いているのかなという気がして、出られるのなら出たいなとい  
う感じで申し込んだんですけどね。まさか何万人の中から選ばれるとは思  
いませんでした。

**司会者**

ありがとうございます。後でまた詳しくお聞きできるかもしれませんが、あらかじめ裁判員をやりたいなと思ってらしたんですね。

**2番**

そうですね。

**司会者**

それは、裁判自体、例えば報道を見ていて興味がおありだったんですか。

**2番**

そうですね。私、言ってしまうと25年ぐらい前に裁判を経験してまして。

**司会者**

なるほど。分かりました。ありがとうございます。では、続いて3番の方、お願いいたします。

**3番**

私が参加した裁判は殺人未遂で否認事件でした。私も1番の方と同じように最初お知らせが来たのが結構前で、本当に忘れた頃に選任手続に来てくださいというお知らせが来て、そういえば大分前に返事出したなという記憶がよみがえってきたぐらい結構時間が空きました。私は前からちょっと興味があって、できたら参加したいなというつもりでいつも返事を出していたんですけども、裁判なんて全然、もちろん知識もありませんし経験したこともないので、本当に何も分からなかったんですけど、何か一緒にやっていた裁判員の方と、何だろう、一体感というかチームみたいにだんだんできて、すごくいい雰囲気最終日まで過ごせたなと思います。

**司会者**

ありがとうございます。もともと興味があった理由は何か、御披露いただけますか。

**3番**

知らないからこそ行ってみたいという、全然今まで行ったこともない関わったこともないところだからこそ経験してみたいという気持ちがあって、それで興味がありました。

#### 司会者

なるほど。3番さんの携わられた事件は審理日数が7日で、評議も含めて10日目に判決を言い渡されているので、多分比較的長いタイプの事件を担当されたということですね。その間に裁判員同士一体感が生まれてくるというのも何となく分からないこともないのですが、またその辺の一体感が醸成される過程も伺えたら非常に我々としても参考になると思います。よろしくお願いします。4番の方、お願いいたします。

#### 4番

私が担当したのは傷害致死で否認の事案でした。1番さんと同じで僕も1月ぐらいだったので、最初案内が来て、次案内が来るまでにすごく空いて、よかった、当たらなかったなというのを思った矢先に来て、2回目来たときもまだ当たりじゃないですみたいな、来てくださいみたいな話だったので、これは全然当たらないだろうなと思ってこの裁判所まで来たときに、抽選しますとなったときに何か8割ぐらいの確率で当たる感じだったんですね。何か集まってる人も少なく、あれっとか思いながら。当たらないと思ったですけれども、そこでちょっと観念して、もうやらなくちゃいけないんだなと。僕は本当はやりたくなかったです。何かすごく裁判とか怖いイメージがあるし、実際悪いことをした人と被害者がいるような場面に行くと、やはりかわいそうだなとか、被告人に対してはちょっと怒りとかも覚えるんじゃないかなとか思いながら、行くのがすごく嫌でした。最初に行くと、当たった日はすごくショックで、金曜日だったんですけれども、当たっちゃったなみたいな感じで、会社にもちょっと、会社も何か公休扱いなのか、そんなのも何か分からなくて、これ何か自分の年休で行かなくちゃいけないのかなとか、そ

ういう何かよく分からない中での不安もあり、少しブルーな週末を過ごして月曜日から行かせていただいたときに、会社はたまたま何か公休でいいよみたいな話だったので、ああ、よかったなとか。その辺りもちょっと、その辺のもうちょっとこう、国がじゃないですけども、そういう指導をして、公休扱いにしたらもっといいんじゃないかなと思いました。気持ちの変化ですけども、本当最初やりたくなくて、1日目も被告人の人を見たりして被害者の人を見たりして、本当何かすげえ、知恵熱じゃないですけど、うわっとか思いながら1日目が終わって。でも、裁判官の人だったり裁判長の方がすごくフォローしていただいて、だんだんちょっと慣れてきて、最後のほうは、その罪とかそういうところに向き合えて、参加できたかなと思ってます。こういう取組をちょっと会社ですすね、僕、裁判所に行ったんですよと言ったら、意外とみんな興味あっていろいろ聞いてくるので、僕は聞かれたらぜひ行ったほうがいいよというのはすごく言ってます。だけど気持ちとしてはやっぱり怖いんですけど、行くと、みんな人間なので、そういう営みが行われているんだなと感じて、よかったなと思ってます。ありがとうございました。

#### 司会者

会社のほうは、会社の社員が裁判員に選ばれるのが初めてだったんですかね。

#### 4 番

いや、いると思うんですけども、何かあまり事例がないみたいで。総務の人に聞くと、分からんと言って何か規則を読んで何か探して確認したりだったり、結構大きいんですけども、あまり当たった人はいないですね。

#### 司会者

公休扱いは、急遽会社のほうが決めてくれたということなんですかね。

#### 4 番

いや、もともと決まっていたんですけど。

司会者

就業規則にどうなってるかが分からなかったんですか。

4 番

そうです。

司会者

なるほど。分かりました。ありがとうございます。でも、気持ちよく送り出していただいて、会社には私も感謝いたしますので、よろしくお伝えください。

4 番

はい、ありがとうございます。

司会者

6 番さん、お願いします。

6 番

私が担当した罪名は住居侵入、強盗、強制性交等という事件です。自白でした。日程的には3日間だったのでそんなに長くではなかったんですが、私自身、裁判員に名簿に載りましたという通知をもらったのが実は2回目で、平成28年に1回来たんです。それで、あっ、こんなの来ちゃったと思って、1年間どきどきして過ごして何もなくて1年間が過ぎました。そしたら、また平成30年に来たんです。あっ、こんなもんみんなにいつも来るんだと思って、ぽいっとしてたんです。そしたら、何と私に呼出しが来たのは12月20日で、もうあと10日で今年終わるんじゃないのと思って、来てみて開けたら翌年、つまり今年の3月の呼出しの日程で、日程は選任手続の日も入れれば4日間、これは空けなきゃいけないんだよねということで、正社員ではないんですけれども、している仕事がこの中に当たっていたので、当たらないかもしれないと書いてあっても、その当たるか当たらないかの確率が全く分からないので、これは空けておくしかないんだろうということで、ふだん



自分は教室を持っているので、一応空けて代わりに先生の予定を立てて選任の日に行きました。そしたら、こんなにお茶がいっぱいあって、選ばれないかもしれないのに、あんなに一生懸命私は仕事を空けてきたんだと思って。で、当たってしまったんですけども、あれがもし当たらないで、そこまで仕事を空けていらした方々がほかにいっぱいいたとしたら、結局は当たらなかったんだよって、それでよかったのか、空けて代わりまで頼んだ人が、その人も空けているわけですね。そういうところでは、もう少し、確率じゃ難しいのかもしれないですけど、もう少し当たる感じがどんな程度なのかが分かりたかったなというのはすごくありました。スケジュールは、選任手続が2月の末で、その後が3月5日だったので日にちがしばらく空いて、やっぱり当たったのでよろしくお願ひしますという、その代わりの方へのお願ひはきちんとやって迎えるような感じでした。だから、もし翌日だったとしたら、やっぱり翌日いいわということになっていたということですね。審理の日は丸一日で、その日は本当に初めての経験で、皆さん裁判員の方もそうだったんですけども、余りに重くて、午後5時までいて、その日はもう何も、何もという感じ。その次が、翌日空けて2日後だったんです。2日後みんなが顔を合わせたら、何か疲れたよねという、これがあと何日も、あと2日ですけど、こういうことをやらなきゃいけないんですねというのが当日参加してたときの気持ちで、その頃、私、実は習い事の昇段審査を受ける日程がほぼかぶっていたので、精神的にちょっときつかったのもあって、この日は寝れませんでした。という感じで、終わった後は、だから、あつ、経験してよかったなど。しばらくたって今は、これはやっぱり皆さんにもっと伝えないと、みんな本当に分からなくて、裁判所も来たことなくて過ごしてらっしゃるだろうなと思うので、所属している団体とかに出前講義を来ていただいてもっと広めたほうが、みんなが入りやすく、最初からこの通知が来たら嫌だって拒否しないで出れるのかなというふうに今は思います。

司会者

日程を空けるための苦労が事前には一番大きかったですかね。

6 番

大きかったです。

司会者

なるほど。その辺はまた後で伺いたいと思います。お待たせしました。7番の方、お願いいたします。

7 番

私の関わった罪名は強制性交等致傷という事件で自白の事件でした。私はもともと前からやりたいと思っていたので、今までニュースとかでも事件とか裁判とかいろいろ見ている、えっ、こういう感じ、こんなに罪が重いと思っているのにこれぐらいなんだという感覚がずっとあったので、実際選ばれて、私を選ばれる前に主人の方が検察の方の検察審査会の候補に選ばれたりとかしてて。

司会者

よく当たる御夫婦ですね。

7 番

そうなんです。選ばれて、でも実際はやってないんですけども。だからこちらまで来たこともあるし、私の弟も裁判員の候補の通知をもらったりしていて、弟もまだやってないんですけども、当たったのは私だけで、そもそも何でこういう事件が起きるんだろうとかそういうことにもすごく興味があったので、二つ返事じゃないですけども、すぐに参加しますというお返事を出させていただいて、私は選ばれたその日にすぐ法廷があったんです。

司会者

午後からなんですね。

7 番

はい。だから選ばれて、よし、頑張ろうと思ったら、もう今日すぐありますと言われたので、そこはちょっと心の準備が追い付かないところがあって、すごく緊張して、目の前に被告人の方がいらっしゃるのです、何かすごく緊張した覚えがあります。参加中は、体は疲れてないんですけども、やっぱりすごく突き詰めて審議をしていくという過程で、やっぱり頭が追い付いていかないというか。法廷では何か、反省しているか、反省していないかなみたいな感じの被告人の方だったので、その心理とかを皆さんで話し合いながらというのがすごくやっぱり頭が疲れたというか、家に帰るとやっぱり同じ感じでぐったりしてあれだったんですけども、でも充実感はすごくありました。終わってからも、やっぱり周りにそういう経験をした人が誰もいらっしゃらなかったのです、すごく質問攻めには遭っていたんですけども、精神的には大丈夫って、私が普通にしているんですけども、空元気じゃないのって、精神的に病んでいるんじゃないのみたいな感じで周りからは見られて、多分みんなに聞くと、すごい映像を見せられたりとか、精神的ダメージが大きいんじゃないかというイメージが周りには多くて、私自身はすごく配慮していただいたとされていて、本当に充実して過ごさせていただいたので、貴重な経験だったよというのは話はしてきた感じでした。

**司会者**

御家族がひたひたと候補者になっていくわけですね。

**7 番**

はい。

**司会者**

それでもやりたいという気分を持たたというのはむしろ不思議なんですけど。

**7 番**

だから候補に選ばれて、わっ、私も。

**司会者**

私が一番最初になってやろうという気持ちですか。

**7番**

いや、何か経験したことないことをとにかく経験したいという多分好奇心が強過ぎるのかもしれないんですけども。

**司会者**

御主人や弟さんはやりたがっていたんですか、やりたがっていないんですか。

**7番**

主人はやりたがってました。弟のほうはちょっと仕事が忙しいので、できればという感じですけども。

**司会者**

分かりました。ありがとうございます。今それぞれのお話を伺ったんですけど、その話そういえば私もそうだなこと言いたいことがある方はいらっしゃいますか。どうぞ。

**3番**

私もママ友とかに行ってきたよという話をしたら、やっぱりちょっとショッキングなものを見せられるんじゃないのみたいな話もあって、そういうことも聞かれたんですけども、でも実際はイラストになっていたり色も加工してあったりして、そのまま直接、例えば私の関わった事件は殺人未遂だったので、刺された傷がどこだとか、その現場の写真、血がどういうふうに流れていたとかという写真もあったんですけども、白黒に加工されていたりイラストになっていたりしたのでそんなに、テレビの方がよっぽどそのものを見ているなという感じがしました。

**司会者**

もともとえぐい写真は得意な方ですか、苦手な方ですか。

3番

なるべくは見たくないですけども。

司会者

そういう方から見ても、白黒になっているなどということで余りショックは受けずに済んだという感じですか。

3番

そうですね。白黒だったり、あと青く色が加工されてたりしたので。結構やっぱりその辺を心配してる方が私の周り多くて、大丈夫だったよというのはいいました。

司会者

3番の方が携わられた事件は、ナイフで首や腹を数回突き刺すという事案なんですね。

3番

はい。

司会者

なので、そういう被害者が負った傷の写真が幾つか見せられたと、そういうことですね。

3番

はい。

司会者

4番の方が被害者が亡くなってる事件で、先ほどもちょっと被害者を見てとおっしゃっていたのでついでにお聞きするんですけども、写真はどんなものを見せられた御記憶ですか。

4番

写真とかはあんまりなかったですね。なかったからよかったですけれども、でも供述とか弁護士の人がしゃべるとか検察官の人がしゃべるだけを聞

くだけでも、すごくむごいやつだったので、ずっと長時間に及ぶ暴行して、何か何時間と殴られて、踏んづけたりして亡くなった事案だったので、何かその話がすごく。僕も始まる前はそういう写真とかを見るのかなと思ってすごく嫌だったんですけども、そこはやはり見なかったのでもっと安心はしましたが、話を聞くだけでもすごく、胸がいっぱいというか、もう亡くなっているの。御家族の方、お母さん、お父さんがずっと被告人をにらんでいるんですよね。その光景を見るだけでちょっと、自分も子供とかいて、もしその立場だったらちょっと耐えられないなというのはすごく。

**司会者**

そうすると、これからの裁判員の方々に対しては、そういうむごい写真、えぐい写真は余り見なくて済むんだよという話は、参加しやすさには大きなメッセージになるという感触でいらっしゃいますかね。

**4 番**

そうですね。はい。

**司会者**

写真の関係では、ほかはないですか。

**6 番**

犯行に使ったスタンガンは、実物をその場でダダダッとスイッチを入れて。

**司会者**

法廷でスイッチを入れたんですか。

**6 番**

はい。あれはやっぱり、それがすごく痛かっただろうなというのは伝わりました。

**司会者**

強盗、強制性交等の事案で、被告人が被害者の方に抱きついて左わき腹付近にスタンガンを押し当てて放電させたという犯行態様なんですね。

6 番

はい。

司会者

ありがとうございます。先ほど 6 番の方からお話があった事前の日程調整の話をちょっと伺いたいんですけれども、6 番の方は御自身のお仕事の関係で周りの方に自分の本来やるお仕事を託す形で、選任手続に来る前からあらかじめ一旦調整はしていただいたという話をいただきました。そういうことで、仕事やあるいは家庭生活の関係で周りの方に負担を掛ける、あるいは調整をするという取組をされた方はいらっしゃいますか。

1 番

私も仕事をその期間もしかしたらできないという旨を会社のほうに伝えまして、一応休みにしておいてほしいということを伝えて調整をしました。あと、子供の学校の個人面談の日程が、それも 4 月に申し込みまして 1 年の間にいつ来るかというのが分からない状態の面談なのですが、ちょうどその期間、裁判員裁判に行く期間とたまたまちょっとかぶってしまいまして、もしかしたらちょっと伺えないかもしれないので別日を調整していただきました。

司会者

仮にそこまでして結果的に抽選で外れていたらどんなことになっていましたか。

1 番

すごく暇な 1 週間になったと思います。

司会者

ありがとうございます。ほかに。2 番さん、いかがですか。

2 番

僕の場合は別に、たまたま工事現場が近いですし、審理もそれほど長なくて、2 日間で終えて 3 日目に判決ということだったので、丸一日審議する

ことも裁判に掛かることもなかったもので、比較的仕事には迷惑は掛かってないです。

**司会者**

そのほかにありますか。

**4 番**

僕の場合は、結構じらすなと思ってました。最初当たるよと言われて、何か2個ぐらい選んでいいんですよ。

**司会者**

二月分ですね。

**4 番**

二月分ぐらい。ちょうど僕も何か資格試験を取ろうと思っていたので8月と10月は外してねというのを出しました。そこから来なくて、来たのが10月ぐらいで、そのときもまだ当たってないよと言って、またじらすなとか思いながら、よくじらすなという印象が。だから暇になるとか、僕は当たらなかったら会社行けばよかったんであれなんですけど、自営業の人とかすごく困るだろうなと。そんなに日当ももらえないので。僕が自営業だったら多分絶対行かないと思いますね。

**司会者**

最初、年末に名簿記載通知が行って、それから各事件で選ばれた場合には呼出状が行って、また選任手続に来ていただいてもそこから抽選だという3段階の話を多分おっしゃったんだと思うんですけども、これはもう法律上そうなっているのでやむを得ない面があるんですが、そのじらしは制度設計上しょうがないとして、だったらこういう配慮できないかという提案はありますか。

**4 番**

先ほど6番さんが言われたんですけども、やはりどのぐらいの確率で当



たるだとか、ある程度最初に言ってもらっていたほうが覚悟して行けたりするので、そこが。でも、まあ当たらないだろうと思って来たら、あれっ、何かあんまりいないなと思って。だから、そこら辺も何か適当なんだろうなとか思ったりも。

#### 司会者

実際今日も裁判員の選任手続をやってきて、主催する立場からすると、本当にどのぐらい来ていただけるのかというのは最後の最後まで当日になるまで分からないという問題が一つと、それから、その中でもやっぱり当日辞退を申し立てられる方もいらっしゃるんで、その辞退の申立てがあると、また分母から外れていくんですよね。そうすると、もう分子が足りないじゃないかということが、それは理屈上あり得るので、ある程度は呼ぶと。それは全部偶然の要素になってしまうので、確率は8割ですなどとびしっと言えるかというとなかなか難しいところがあるんですね。

#### 4番

印象は、真面目な人が当たるんだなという感覚が。

#### 司会者

御自身も真面目だからですね。

#### 4番

真面目だから何か損するのかなみたいな雰囲気はありましたね。終わってみれば。

#### 司会者

分かりました。ありがとうございます。

#### 牧野弁護士

弁護士の牧野からお聞きします。裁判員の候補者になったという通知、具体的通知が来たときのことを特にお聞きしたいんですけども、半年前のほうは忘れたとして、そのときに、好奇心があってやりたいなという方と、そ

れから何となく何をやるか分からないから不安だという方がいらしたと思うんですが、これは辞退率の問題にもつながるんでぜひ聞いておきたいんですが、最初に好奇心があった方は別として、それ以外に何となくというのは、ある程度、裁判員になったらこんな経験して最後はこんな形で終わるという経験を知っていると、最初の不安というんですかね、裁判員になったらどんなこと、右も左も分からないと1番さんもおっしゃってたし、ほかにも結局やってみて、何となく最初はやりたくなかったけども何となくよかったというのは、やっぱりやった方の経験をあらかじめ知ってれば大分楽だったのか。また、体験談をウェブで検索したりされたことがあったか。1番さんとか4番さん、6番さん辺りからお聞きできればと思いますが、どうでしょうか。

#### 1番

私はちょっと情報が少ないと思って、どういうふうに調べたらいいか、ちょっとそれも分からなくて、図書館に行って裁判員裁判という本を何冊か借りて、難しい本からちょっと読みやすい漫画的なものも借りて、あと一番ちょっとためになったなと思ったのは、裁判員制度広報用のDVDがありまして、それを見て何となくはちょっと分かったなという感があったんですが、あれは実際に私が来たのとはもうちょっと堅苦しめにできていて、実際来た人の話、例えば入るときに荷物検査があって大分時間掛かっちゃうよとか、こんなの知らないなということが幾つもあるけど、知っていればそんなに大したことじゃないと思うので、通知の時点でこんな感じですよという、通知を送ってる人ぐらいにはもう少し体験した人の話なりなんなりを下されば、不安がもう少し解消されたかなと思いました。

#### 牧野弁護士

身近な体験をした方の話を聞ければ一番いいんですかね。

#### 1番

そうですね。こういうふうな座談会を経て、こういう感じでしたよという

二、三枚の紙でもいいですけど、そういうのが入ってれば、それを読んで来るので大丈夫ですけども、そうじゃないと、あの案内だけではちょっと分からないなという部分が多くて。

#### 牧野弁護士

どんな服装をしていいかも不安だという人も多いんですよね。サンダルでいいのか、スーツじゃなきゃ駄目なのかとか。

#### 司会者

はい。4番さん、いかがでしょうか。

#### 4番

僕もすごく嫌でした。それは裁判というのが、被告人はいるし、顔を覚えられたら街で会ったらどうなるのかなとか、まずそういう不安が一番最初にありました。そこだけがまず一番不安でした。本当不安でした。自分も家族があったりするんで、家族に危害が及ぶ。何か変なことを言って、傍聴人も何かいろんな人がいるので、その人の友達が僕の意見を聞いてとか、意外と考えちゃうんですよね。その人が家族に危害とか与えたら嫌だなとか、そればかり考えてました。なので、でも意外と裁判はやっぱりそういう反省とかあるので、終わってみると反省されてるしそういうことはないんだろうなというのが少し伝わったかなと思うので、その辺りをうまく伝えれば辞退とかも多分。選任手続のとき来られていた主婦の方とか青い顔で来られてて、何か手を挙げて抽選する前に入っていかれてすぐ出ていったので、あっ母数が1個減ったなという感じだったので。でも、そういうところが結構あるんじゃないかなと思いますね。

#### 牧野弁護士

やれば何とかなるというのが伝われば大分楽になるんじゃないかということですか。

#### 4番

大分楽になると思いますね。

**牧野弁護士**

分かりました。

**司会者**

6番の方。

**6番**

私はそんなにやりたくなかったわけではないんですけども、やっぱり不安はありました。送られてきた小冊子にもたしか体験した人の声とかちょっと載っていたような気はするんですけども。私たち裁判員をした人には心のケアの電話番号を下さいましたよね、やってる最中に。あれを例えば選ばれた時点で心配なら気になることがあればここにお電話下さいというのがもう少し大きくあれば。

**牧野弁護士**

事前に。

**6番**

はい。どのぐらいの感じでというのを直接お話をしたほうが分かりやすいのかなというのがあります。

**牧野弁護士**

ありがとうございました。

**司会者**

選任の日、その前の調整の話に集中して話をさせていただいたんですけども、裁判官として思うのは、結局その呼び出す人数を絞れば来ていただく方が減るわけで、そこのあんばいをうまく付けて、できるだけ来た方が無駄足にならないようにするという努力はしていかなければいけないなど、改めて皆さんの話を伺って認識を新たにしたところです。ありがとうございました。それでは、スケジュール感について伺いたいというのが今日のメインのテー

マですので、もしよろしければその話に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。まず、順序を逆転させて7番さんから伺いたいんですが、7番さんは、選任手続の当日いきなり公判に入ったというスケジュールでしたね。その選任手続のことは、今、思い出せますか。

7番

はい。

司会者

その日、2階に来ていただいたと思うんですけども、2階に来ていただいてから先の手続の中でここがまどろっこしいなとか、逆にここはちょっと早過ぎて分からなかったなとか、何か記憶のある点はありますか。

7番

結構お茶はすごい並んでたんですけども、それこそ、すごくいらっしゃるんだろうなと思ったんですが、そこまで埋まらなくて、でも20人ぐらいはいらっしゃってたのかな。その待ってる間はちょっとやっぱり、私も早く行ってたのであれなんですけど。

司会者

何番目だったんですか。

7番

結構もっと早くいらっしゃってた方もいらして、やっぱり抽選でという感じだったんですけども、そのちょっと待ち時間、何人かいらっしゃるのを待ってたんだろうなというぐらいお茶はあったので、その時間が長かったのかなという。

司会者

朝、部屋に入られてから手続がスタートするまでが長いなという感じですか。

7番

そうですね。はい。でも、多分これだけいらっしゃるんだらうなというぐらいあったので、待ってる時間がちょっとあったかなと。

**司会者**

実際に手続が始まって、担当者が説明をしたり、あと当日質問票を書いたりしていただいたと思うんですけど、そこから先の手続の流れはどういう記憶ですか。

**7 番**

早かったです。

**司会者**

早かった。

**7 番**

抽選で当たりました、はい、もう手続という感じで早かったです。

**司会者**

あっけない感じですか。

**7 番**

あっ、もう、という感じでした。

**司会者**

そのことに違和感をお持ちですか。

**7 番**

いや、こういうものなんだらうなと。その手続上のことも何も知らないの。ただ、まさかその日に裁判があるとは思わなかったの、そこだけは分かってるとちょっと心づもりがあったかなとは思いますが、本当に流れるままにというか。なので、そんなに違和感というか、こういうものなんだと思いつつやっていた。

**司会者**

当日から審理があるというのは多分事前に案内は行ってたんだらうと思

ますが、ただ、そこまでごらんになりませんもんね。分かりました。ありがとうございます。6番の方、同じ質問ですけれども、木曜日に選任手続があったんですかね。

6番

いや、水曜日です。

司会者

水曜日に選任手続があって、翌週の火曜日から審理があって、1日空けて木、金とあったんですね。

6番

はい。

司会者

ありがとうございます。それで、その水曜日の日というのはどのような御記憶ですか。

6番

水曜日、やはりお茶はいっぱいあるので、これだけいらっしゃる中で決める人数はこれだけなんだというのはありました。でも、個別面談をするという方が何人か出ていらっしゃいますよね。当然その方の番号をふっと見ていると当たらないんですよね。だから、ここまで来てここで断わることもできたんだというのは何となくあの日に思いました。その個別の方が出入りするのを待ってるときは、この人たちが何か言いたいことを言ってる間私たちは待たなきゃいけないんだなという待ち時間ぐらいで、あとは決まりましたって出たら、あっ、私の出たという感じだったので、そんなに時間は長くは感じなかったです。

司会者

個別に質問を受けてる方の一人一人の滞在時間が長いとか短いとか、何か感じられることはありましたか。あそこが長いから私こんな待たされてるの

よという気分になりましたか。

6 番

いや。でも、この人たちが何人出てどのぐらいずつしゃべってくるのかによってこれは違うんだなというのがあったので。でも、数人だったと思うので、それほどではなかったです。

司会者

分かりました。ありがとうございます。4 番さんは、金曜日に選任手続があって、翌週の月曜日から公判でしたよね。

4 番

そうですね。

司会者

選任手続のときの時間の流れで御記憶の点はありますか。

4 番

僕はちょっと長かったかなと思いました。集まって何か説明されて、最初は事務の方で、裁判官がなかなか来ないなど。裁判官の人がちょっと遅れて来て、来るまでちょっとまた時間あって、まず何かざあっと並ばれて自己紹介されたんですけれども、何かよく分からなくて、そこから、だから個人面談と、厳正な抽選をやりますとかで裏に行かれて、それが結構長かったなというイメージが。何かビデオをずっと、何かわけの分からんビデオを見てて、何かそんなイメージが、結構長かったイメージがありますね。

司会者

ビデオ、そんなにひどいのが流れてましたか。

4 番

ヨーロッパの何かのんびりしたのが流れてた気が。

司会者

環境映像で皆さんの気持ちを落ち着かせるために流してるんだと思うんで



すけど。

4 番

多分そうだと思いますね。

司会者

でも、ちょっとわけ分からん感じ。

4 番

そうですね。何か暇だなと思いながら。横のほうに本とかあったので。

司会者

そうすると、2階に来ていただいてから選ばれましたと決まるまでの間で一番長いと感じたのは、抽選しますと言って発表までが長いと感じたんですか。

4 番

そうですね。そこが長かったと思いますね。

司会者

なるほど。ありがとうございます。3番の方、いかがでしょうか。

3 番

私は、その日で長いなと思ったのは、やっぱり集合してから説明を始めるまでの待ち時間が長かったなというふうに感じました。選任手続自体は、始まったら結構ぽんぽん進んでいくなというふうに思いました。選ばれてからは、裁判官の方とよろしくお願ひしますみたいな挨拶をしたりいろいろしたんですけれども、そういうのも、いろいろな細かい説明もあったんですけれども、そういうのはもちろん必要なことなので、細かいけどしょうがないというか必要だなと思って聞いていたんですけど。私も選ばれた日の午後から審理が始まったんですけれども、もし選ばれた場合は午後からありますというのが手紙に書いてあったので、もしかしたら帰りが遅くなるかもという気持ちで行ってたので、そんなに焦りとかはなかったんで、その辺は私は大丈夫

夫でした。

**司会者**

そうすると、7番さんと同じような感じですかね。始まるまでの待ち時間がちょっと気になったというところですか。

**3番**

はい。

**司会者**

あとは、選ばれた後のもろもろの説明がちょっと細か過ぎた。

**3番**

いや、細か過ぎとは思わないんですけれども、何かやっぱり守秘義務ありますとかという説明ももちろん必要なことなので、こういうことも説明されるんだという、何も知らないで行ったのでそういう感じでした。

**司会者**

分かりました。2番の方、お願いします。

**2番**

僕の場合は、長いなと感じたり待たされたなということは感じなかったです。40人以上いたんですけれども、そのときは、ここに来るまでも大変だったのに、ここでまた40人から選ばれるのかなということで、絶対選ばれないなと思ってましたので。結果が、隣の方が呼ばれたので私は絶対ないなと思ったら当たってしまいまして、やるために来てたのでちょっとうれしかったんですけれども、選任するに当たってもやっぱり公平にということで、裁判所のほうも慎重にやっているんだなということを思っていたので不満はなかったです。

**司会者**

40人というのはさすがに大げさじゃないですか。そんなに来てましたか。

**2番**

いや、来てました。

**司会者**

本当ですか。

**2番**

当たりましたよと言ってもらってもいいんじゃないのかなと思いましたがどね。

**司会者**

選ばれたから来てねの方が制度上はいいんじゃないかと。

**2番**

ええ。何か運を使い果たしちゃったみたいな感があります。

**司会者**

分かりました。ありがとうございます。1番の方、いかがでしょうか。

**1番**

私は選任の日の何かアンケートみたいなものを書いたりしたような記憶があるんですが、そのときの席が一番前だったので、あと後ろにどれぐらい来るのか結構気にしていたら、まあまあ来てるし、じゃあそんなに当たらないのかなと、そういうふうにしたんですが、割と席の近くの人が当たったので、どういうふうに決めているのか分からないですけども、隣の人も私もこの人もという感じで当たっていました。

**司会者**

選任手続の後の話で何かほかに思い当たる場所はありますか。例えば、選ばれた後の法廷に行って予行演習などをされましたよね。そういうところの裁判官からの説明であるとか、そういうことも含めて何か事前の心構えを聞かされた場面でこういうところがどうだったんだろうみたいな話がありますか。

**7番**

心構えというか、1日目は全員その6人と補充の人2人で計8名で出席したんですけれども、その次の審理のときに、お一人なかなかいらっしゃらなくて連絡も全く取れないという状況になって、ずっとその人待ちという、もちろん裁判も開かれない状況になっていて、その方も多分ちょっと、理由は分からないんですけれども、とにかく連絡が取れないという状況が続いたので、選ばれたその段階でそのときに、絶対休めないというか、とにかく連絡が取れるとか、休んじゃいけないというか、その解任手続にもすごく時間が掛かるというのをそのときに知ったので、もうみんなが気が引き締まった思いというか、ほかの残された7名が、絶対休んじゃいけないねという空気にはなったのを覚えているので、選ばれたときにその辺のことをもう少し意識付けをしていただくといいかなとちょっと思いました。

**司会者**

結局その2日目に来なかった裁判員の方は解任されたんですね。

**7番**

解任手続を取って。30分以上はずっと連絡待ちで、ずっと控室で待っていたんです。

**司会者**

その2日目は午前10時からスタートする予定だったようなんですが、どのぐらい遅れたか御記憶ありますか。

**7番**

帰り暗かったです。

**司会者**

12月ですからね。結構。

**7番**

そうですけど、もうその解任手続までで、30分は待とうと言って待った後の、解任手続をします、何とかしますと言って、じゃあこれから始めま

すということだったので。

**司会者**

今の御指摘は、全員そろわないと裁判ができないよという説明について、もうちょっと、1人來ないと大変なことになるというのをあらかじめしっかり伝えておいた方がいいんじゃないかという御指摘ですね。

**7番**

はい。

**司会者**

ありがとうございます。それでは、公判の話に入りますけれども、手続的には最初に起訴状の朗読ということがあって、その後、被告人の罪状認否ということがあって、起訴状の内容を、自白事件とおっしゃった方々は多分起訴状の記載はそのとおり間違いありませんという答弁を被告人がしたと思います。その後、検察官と弁護人が冒頭陳述をやるという、大体そのぐらいまでの手続をちょっと思い起こしていただいて、その手続の中でここが長過ぎたとか、短過ぎたとか、わけが分からなかったとか、すっと入ったとか、その辺の評価はいかがでしょうか。思い出される方はいらっしゃいますか。どうぞ、1番の方。

**1番**

被害に遭われた方が日本国籍の方ではなかったので通訳人を介してやっていたので、その分ちょっと長く感じられたんですが、これぐらいのことであれば日本語を理解しているのではないかなとちょっと思ってしまった部分がありました。

**司会者**

冒頭陳述を検察官が読み上げているのも全て通訳をしていたんですね。

**1番**

はい。

司会者

被害者が被害者参加されてたんでしょうか。法廷で，検察官の後ろに本人がいらしたんですか。

1 番

あっ，そうじゃなくて，被害者の証人尋問。

司会者

証人尋問ですか。分かりました。

1 番

普通は，日本人だったら，こうでしたかと聞かれてこうだと答えるところを，中国の通訳がありましたので。

司会者

なるほど。ただ，今のお話を前提にすると，その被害者が日本語がそこそこ分かる方のようなので，通訳なしでももうちょっとスムーズに進められたんじゃないかというふうに思われたと，そういうことですね。

1 番

はい。

司会者

なるほど。今ちょっと話が先に進んでしまっていて，冒頭陳述までの話を伺ってるんですが，ほかに何かございますか。

4 番

それに当たるのか分からないですけども，傷害致死で，アルコールが入っていて，覚えているか覚えていないかを酩酊状態という言葉が焦点になって，何か大学の先生がその説明をされるのと，あと弁護士側が，何か弁護士さんも何かそういう説明をされるんですけども，その焦点がすごく専門用語だったのと，何か酩酊と酔っぱらいの違いを延々とやるんですよね。

司会者

それはどっちですか。検察官も弁護人も両方ですか。

4 番

検察官は病院の先生を連れてきて、その先生が淡々と言ったことに対して、弁護人側がその何か揚げ足を取るじゃないですけども、その酩酊だの異常だの、何かどうでもいいんじゃないと僕らからするとそんなのは思うんですけども、そこにすごく焦点が当たっていて、何かちょっと違うなと思いつつながら、審理が長かったというイメージがあります。

司会者

恐らく今は場面としては、被告人の当時の精神状態がどうだったかということについて裁判所が選んだ鑑定人という方がいて、鑑定人の尋問を行っている。その場面で、最初検察官が質問をして、あるいはその鑑定人が説明をした、その後の弁護人からの反対尋問、ということですか。

4 番

そうです。

司会者

その場面が、かなり細か過ぎて。

4 番

細か過ぎて、異常な酩酊と何かこっちは酩酊、何かそのやりとりが。

司会者

その話というのは、評議の場面ではどのぐらい影響しましたか。弁護人が細かいことにこだわったことが後の評議で生きましたか。

4 番

裁判長もちょっと何言ってるか分かんないと何回も弁護人に言って。

司会者

法廷で。

4 番

法廷で言ってたんですけど，そこをかなり酩酊と異常何たらをもうちょっとかみ砕いた記憶はありますね。

**司会者**

そういう弁護人の尋問のあり方が，その後でどういう影響を与えたかというのはどうですか。

**4 番**

弁護人もちょっとのらりくらり感があったので，何か同じ言葉を何回も言うので，ちょっと印象は悪くなりますね。

**司会者**

分かりました。ありがとうございます。ほかに，もう証人尋問の話にも入っているのですが，全体の審理の中で気付いたことでも構わないんですが，何かありますか。

**6 番**

私，最初にこの事件の内容を見せられたのは，被告人が検察官に自白したというか，それを検察官が最初に冒頭陳述を読んだ内容と，その後弁護人が読んだ内容が，当日の裁判の日の前に突然自分の動機を変えて，別のことを言ったので，裁判の日に検察官の方が読むところまでは渡されていた資料だったので，うんうんうんと聞いていたんですけども，弁護人が読んだ内容が，動機がそこから変わっていたので，えっ，さっき読んだ内容と違うよねと私1人が思ってるのではなくて，裁判官も裁判長も，えっ，えっという感じで進んでいきまして，でも私たちは何も言えないし，そこで，えっ，今のはどういうこと，という感じの裁判の進み方だったので，みんな，疑問に思っていました。私たち裁判員は全然その辺は分からないので，そういう感じで進んだので，それはでも弁護人が読むまで分からないですもんね。

**司会者**

まず検察官が冒頭陳述をした。その内容をまず理解されますよね。



6 番

はい。

司会者

それで、弁護人の冒頭陳述が何と違っていたのですか。

6 番

動機が、強盗が第一目的だったと検察が言っていたのですが、被告人がやっぱり罪の意識でということで、本当は強制性交が一番の理由だったということを弁護人には伝えていて、それが当日の裁判で言われたという感じだったので、それだと私たちがいろいろ考えていく上で大分違ってくるなというのは当日思いました。

司会者

そうすると、検察官の冒頭陳述は、強盗目的で被害者を襲って、ちょっと言葉は適切じゃないですけど、そのついでに肉体関係というところまで行ったというようなストーリーだったのが、弁護人の冒頭陳述を聞いてみると、性交ということが主な目的で。

6 番

それをごまかすためにした。

司会者

そこがかみ合っていない状態になったと。

6 番

そうですね。はい。

司会者

弁護人あるいは被告人側が急にそういう動機を変えたというのは、どこでお聞きになったんですか。裁判官からお聞きになったんですか。

6 番

いえ、裁判官も、えっ、という感じだったので、その後、休廷して戻った

後で皆さんで確認をして、もう一回戻ったときにたしか質問したはずです。

**司会者**

なるほど。一旦休廷して、裁判官、裁判員が法廷に戻ったところで、裁判長のほうから、動機的位置付けが変わったんですねということを確認したと、そういう混乱があったということですね。

**6番**

はい。

**司会者**

分かりました。ありがとうございます。これ、弁護士からはいかがですか。そういう展開というのは、それはあるにはあるんですかね。

**牧野弁護士**

あまりないです。事実関係をもうちよつと確認したいのですが、検察官の冒頭陳述も起訴状も強盗目的と強制性交目的が並列に書いてあって、弁護人側の冒頭陳述の書面を読むと確かに今6番さんがおっしゃったように、あわよくばお金が欲しい、レイプの目的をごまかしたいという、ちょっとこれで有利になるかどうか弁護人側からしても分からないような変な冒頭陳述だなと思っていたのですが、これは、最初の冒頭陳述メモか何かは違うメモだったのを差し替えたということですか。弁護人側は最初からこれを読み上げたんですか。

**司会者**

つまり、この冒頭陳述メモが2回出てきたかという質問ですけど、そんなことはないんですね。

**6番**

いえ、最初からそれが出てます。

**牧野弁護士**

そうすると、最初のと違うねというのは、なぜ違うと思ったかというと、

あれですかね、公判前整理手続の結果の陳述を裁判所から言って、公判前整理手続では目的が二つあったというのが急に変わったと、ゆえに裁判所も意外だったと、こういうことでしょうか。

#### 司会者

多分そうなんでしょうね。それを踏まえて公判前と違う動機形成過程を弁護人が述べたので、本当にそれでいいのかという求釈明をきったんだろうなというふうに想像しました。

#### 牧野弁護士

分かりました。これは弁護人側としては直前に被告人がそう言ったからといって、直ちに弁護方針としてそれが有利かどうかというのを慎重に考えるべきであって、当面は最初の予定どおり言ってみて、被告人質問を経た上で、確かにそのほうがいいということになれば弁論で言えばいいのに、逆に弁論ではレイプの目的をごまかしたいとは言っていないで、並列目的の弁論になってるんですよ。一貫性がないので。だから弁護人としてはそこは慎重にやるべきであって、直前に被告人からそう言われたからといって、それが被告人に有利になるかどうかをチェックしないままそれを言うというのはちょっと短絡的じゃないかと弁護士としては思います。

#### 司会者

なるほど。ありがとうございます。ここまで議論をしてきましたけれども、ほかに今の時間の長さもそうですし内容についてもですけども、公判での検察官や弁護人の取組に関して、何か記憶に残ってることでお話しになりたいことがある方はいらっしゃいますでしょうか。

#### 4 番

検察官が最初男性2人だったんですよね。何かいまいち説得力がなかったんですね。で、後半女性の検察官が来て盛り返してきたなという感じがあったんですけども、あれはやっぱ替わることっていいんですか。よく分か

らないんですけれど、最初2人で若い男性の方がやったんですけれども。

**司会者**

3人目が来たんですか。

**4番**

3人目が女性でした。

**司会者**

インパクトがあったんですね。

**4番**

てきぱき、ばんばんという感じでした。

**司会者**

それほどこの場面からか覚えていますか。

**4番**

二、三回目ぐらいですかね。だんだん被告人に対して質問するところから出てこられたんですけれども、検察官がどんどん増えるとか、いいんですかね。

**司会者**

検察官、いかがですか。

**石井検察官**

想像するところだと、恐らく最初の期日、前半の期日については何か別の用事があったりして審理に入れなくて、だけれども後半には出られると。あと、2人から3人で検察官が立ち会っている場合には役割分担をしていることが多いので、何かほかに用事があってどうしても法廷に出られないという、そのパートではない検察官は欠席させていただくということもありますので、多分そういったことが背景にあったんじゃないかなと推察されます。

**4番**

検察官と何か被害者家族の人は、何かすごくこそこそしゃべったりして、あれはやっぱりそういうものなのですかね。裁判中に被害者の家族の心情を結構確認されているんですよね。すごく気になるんですけども。

**司会者**

被告人質問の場面ですかね。

**4 番**

いや、もう常にです。

**司会者**

いろいろなパターンがあるんでしょうが、いかがでしょうか。

**石井検察官**

被害者参加されていたんだと思うんですけども、証人尋問であるとか被告人質問の際に、被害者参加されていても被害者の方が直接言えることというのは限られているんです。ですので、それは検察官の方でその意向を酌んで質問なりをする必要があるんで、その意思疎通のためにお話をさせていただいたんだと思います。

**4 番**

そうだと思います。一回一回確認して言ってました。これ言っていていいとか言って、うんと言ったら何か言ったり。まさしくそうですね。じゃ、大事なことですね。

**司会者**

4番さんの事件は、鑑定人の方に尋問をするという、精神鑑定の方に尋問するという場面と、事件に関して目撃した証人が1人と、それと被告人の御家族の方が情状証人として出てますか。

**4 番**

はい、そうです。

**司会者**

あと、被告人質問と、多分人に話を聞くのが4パートぐらいあったんでし  
ようかね。

4 番

そうですね。

司会者

このパートごとに検察官が役割を分担していた可能性があるわけですね。  
被告人質問の場面は、4番さんがおっしゃる女性の検察官が出てきたと。

4 番

はい、上手な方だったと思いますけど。

司会者

そういうことですね。それで、その替わることに違和感があったんですか。

4 番

そうですね。あの女性が最初からいけば、結構、最初から弁護人のその酩  
酊のときとか、もっと早く、何かその酩酊だけがすごく、弁護人側はそれし  
かなかったのでしょうけれども。何か苦しかったんだと思うんですけどね、  
弁護人側は。

司会者

分かりました。ありがとうございます。ほかは何かございますか。2番の  
方は審理が2日で終わっているようなんですけども、その審理の日程の中  
でここはよかったとか悪かったとか、御記憶のあるところはありますか。

2 番

本人も認めていて、裁判の前に示談が成立していて100万円を被害者の  
方に渡しているんで、スムーズに裁判できたという印象でした。

司会者

やってるパートごとに、ここはちょっと長過ぎるなとかいうところは余り  
なかったですか。

2番

そうですね。はい。短かったと思います。

司会者

逆に、短過ぎて理解できなかったというところはなかったですか。

2番

それもないです。そうですね。裁判から戻って皆で話し合っているときも結構な時間を使って決めていった印象がありまして、公平に短い時間でできたんじゃないのかなという印象でした。

司会者

法廷から出てきて、さあ評議だというときには、2番さん御自身もほかの裁判員の方も大分その事件の内容が頭に入ってる状態で評議が始められたという印象ですかね。

2番

そうです。はい。

司会者

分かりました。ありがとうございます。先ほど刺激のある証拠、写真を見てどう思うかという話があって、そういうことは余りないんだよということアピールしたらどうだという話があったんですけど、ほかにそういう証拠書類の取調べの方法、見たり聞いたりするという場面で何か滞りがあったとか、逆にもうちょっときちんと見せてほしいであるとか、そういうことを感じられた方はいらっしゃいましたか。

4番

今回の事件は証人というか周りに人がいっぱいいて行われた事件で、みんな見てるんだけど止められなかったのも、もうちょっとその辺りの、その目撃した人の証人、証人としては女性の人しか出てこなかったけれども、その辺りのことが書かれているともっと真実が分かったのかなと思いましたね。

司会者

事案は、キャバクラの中での女性ホステスに対する暴行で、傷害致死なんですね。その場面にいろいろな人が立ち会っていたとか同席していたと。

4 番

お客さんもいるし、ホストの子もいるし、女の子もいて、たくさんいる中で行われたので。

司会者

例えばその目撃しているであろう人たち全員から話を聞く必要があるとお思いになられますか。

4 番

いや、そこまではないですけど、まとめ方だと思うんですけどね。何かこう、こう思うよねと言って、全員が「はい」とか。

司会者

そういう調書。

4 番

調書みたいなものがあると何かもっといいかな。その人その人で断片的だとは思いますが、何か行ったり来たりするんですよ。この女性がもともとこの人を好きだったからとか、何かよく分からないちょっと難しい質問ですね。

司会者

なるほど。筋道立って事案を理解するには、もうちょっと証拠の示され方に工夫が必要だったのかもしれないということですかね。

4 番

そうですね。何か途中で刑事の人が言った言葉とかが入ってくるんですよ。刑事の人がこの子亡くなったよと言ったら、じゃあ僕は5年で出れるんですかねとか、何かそういう会話とかが入ってきたりするので、何か頭の



整理がちょっと難しかったなというのはありますね。それよりも事実を淡々  
とこう。まあまあ難しいですけどね、検察官は検察官で。

#### 司会者

恐らくその事実の経過にも争いがあるって、その経過に応じて検察官はここ  
までは言えるけど、ここから先はちゃんと尋問しないと分からないとか、そ  
ういうことがあったのかもしれないですね。それでどうしても事実の経過が虫  
食い的にってしまったのかもしれないですね。でも、御指摘はごもっとも  
で、それじゃ分かりにくいだらうというところを法曹三者がどう工夫して分  
かりやすく立証していくかというのは課題かもしれないですね。ありがとう  
ございます。続いて、また評議に入らせていただきます。先ほど2番の方か  
ら、審理が終わった直後に大体評議ができるぐらいまで裁判員の方々は事案  
が把握できていたという話をいただきましたけれども、そういう観点で、ま  
ず、さあ評議だというときに戸惑われたところがあったという方はいらっし  
ゃいますか。質問を変えると、何を話し合えばいいんだかよく分からなかつ  
たという感想をお持ちの方はいらっしゃいましたか。

#### 4番

そこは裁判長、裁判官の方がリードしてくださって、この場はこういう評  
議を始めますということをお願いしたので、ちゃんとできたかどうか  
は分からないですけども、評議っぽくはなったと思います。

#### 司会者

ほかの方はいかがですか。3番さんはいかがですか。殺意とか責任能力に  
問題があったわけですね。どういうことをこれから議論しなきゃいけない  
んだらうというふうに頭に浮かべていましたか。

#### 3番

殺意と責任能力について話すんだというのは、一回一回法廷での審理が終  
わって戻ってくるたびに、こういうことが争点になっていましたねという話

が裁判官、裁判長の方から出ていたので、多分皆さん、私も含め、責任能力とか争点になっているのはこことここというのは分かっていたと思います。だけど、実際、じゃあ話し合いましょうといきなり言われてもできないんですけれども、でも、じゃあ最初この点についてはどうでしょうねとかホワイトボードに丁寧に書いてくださったので、一つ一つ丁寧に話合いができたと思います。

### 司会者

その話し合う場面で、検察官が出してきた論告の紙であるとか、弁護人が出してきた弁論の紙であるとか、そういうのを参照しながら評議を進めましたか。

### 3番

はい、そうです。

### 司会者

逆に、その論告や弁論の紙の順序にというのか、それに沿って評議していた感じですか。

### 3番

ちょっと順序はどうだったか覚えてないんですけど。

### 司会者

つまり、ホワイトボードに書きながら進めていて、時々論告や弁論を見るという感じなのか、まず論告を見ましょうという進行だったのか、覚えてますか。

### 3番

たしかホワイトボードに、じゃあ今このことについて考えましょうと書いて、その後に、その書いた点についてはどういう印象がありますかとかどう思いますかと聞かれて、それぞれ意見を言った後にちょっと戻って、そういえば検察官がここでこういうことを言っていましたよねみたいな感じで、みんな

なの意見が出た後にちょっと振り返りましょうという感じでこういうメモを見直したりしてました。

#### 司会者

3番さんは、この点について御意見どうぞと言われたときに、検察官からの主張や弁護人からの主張というのは念頭に起きながら話されましたか、それとも素で話されましたか。どうでしたか。

#### 3番

結構、何とか障害とかという言葉がいっぱい出てきた裁判だったので、ちょっと頭の中いろいろ言葉が混ざっちゃったりしたんですけれども、そういうときはとりあえずそういう言葉はおいといて、普通に考えたらこうじゃないかなという意見を言っていました。

#### 司会者

責任能力も争われている事件なので、精神面の障害について専門用語が飛び交うわけですね、どうしても。その言葉にちょっと引っ掛かっちゃうんですけども、そのことはいいよと裁判官に言ってもらったので、少し話ができるようになったと、そんな話ですかね。

#### 3番

そうですね。何かそんなに専門的なことに縛られなくていいよというか、普通感覚だったらどうでしょうねとか、ちょっとみんなが迷ったときに、専門的なことから離れて、もし日常的にというか、もし普通に考えたらどういうふうに思いますかというふうに、ちょっと何か簡単にしてもらったりしたので。

#### 司会者

それは、そういうふうに簡単に考えればいいんだという、簡単という言葉が適切かどうかはともかく、簡単に考えればいいんだというのは審理が終わった直後はさすがにそう理解はされてなかったということになるんですかね。

裁判官に言われて、ああ、そうなんだと思って意見が言えたということですか。

### 3 番

そうですね。でも、何かもともとそんなに専門的な知識を使って話さなくていいという空気だったので、それがすごく話しやすかったので、最初から皆さん、私はこう感じましたとか結構素直に言っていたと思います。

### 司会者

分かりました。ありがとうございます。今のような話で、今否認事件の話を2人聞きましたけれども、自白事件は自白事件なりの評議の入り方というのはあると思うんですけれども、どんな御記憶ですかね。あるいは御自身どういうつもりで評議に臨まれたかという辺りですが。7番の方、いかがでしょうか。

### 7 番

もう自白が取れてるので、まずは裁判官の方から量刑をどういうふうにしていくかということ突き詰めて評議しながら決めていくことになりましてという説明があったので、やっぱり同じようにところどころつまずくところとか意見が出ない場面があると、やっぱり裁判官の方とかがかみ砕いてみんなの意見を引き出してくださるような雰囲気だったので、みんな本当にその場その場で思ったことを言えたような雰囲気でした。

### 司会者

量刑をどうしようかという話に入る前に、起訴状の事実は認められるでしょうかという議論をした記憶はありますか。起訴状に書いてある事実が認められるかどうかという議論をしたという記憶は。

### 7 番

検察官の方の資料と弁護人の方の資料をいただいて、ちょっと差がすごくあり過ぎたんですね。で、ちょっとその部分で、検察官の方のほうのほう

細かく出ていたので、その辺でちょっとみんな参加した裁判員の方たちが、すごく差があり過ぎるよねという感じではあったんですが、でもそれを突き詰めて、これが本当だったかどうかというのを一つ一つ話し合いはしていきました。

司会者

それは量刑の話に入る前にですか。

7番

はい。入る前に、すごく長くやった。

司会者

資料によると、暴行の回数とかそういうものが補足メモという形で詳しく主張されたんですね。

7番

はい。

司会者

そのことをおっしゃってますかね。

7番

何回だったとかという回数もちょうと違いがあったりしたので。

司会者

そこが一旦どういう事実だったんだらうということはみんな話し合って。

7番

はい。全部細かくやっていたので、ちょっとやっぱりその辺、ここまで細かく正確さを、どう感じたかというのを話し合うんだというのは感じました。

司会者

逆に、そんなに正確なことまで裁判員に求められては迷惑だという感じはありませんでしたか。

7番

迷惑というよりも長かったです。一日話し合う日にちもあったので、朝から夕方まで話合いの時間はあったので、もちろん間々で細かく休憩は入れていただいたんですけども、次はこの部分とか、本当にこんなに細かく話合いをするんだなという印象はありました。

#### 司会者

ありがとうございます。6番の方、いかがでしょうか。

#### 6番

まず、先ほどの審理の時間のところにちょっと戻っちゃうんですけども、最初に渡された審理計画の表は漢字だらけで、私たち、私だけか分からないんですけども、一般人からするとこの罪体被告人質問とか情状証人尋問とか何をやるのかが分からなかったです。

#### 司会者

言われてみれば、平仮名がほとんどないですね。

#### 6番

はい。それで、誰がどう来て何をするのか、まず分からなくて、その場に行ってみたら、こういう人が来てここに質問するんだっけという流れだったので、これが何かもう少し分かりやすく。それと、さっき控室で言っていたんですけども、BとかPとかJとか、これが何の略なのよというのもしらないというのもある。あと、裁判員が質問してもいい、一度部屋に戻って皆さんで話しますよね。何か質問したい方いらっしゃいますかと言って、じゃあこれ聞きたいと言って、次また法廷に行ったときに、その人なりが聞く、そういう機会がどこで与えられてるのか。これだと質問のところなのかと、今思えばですよ、と思うんですけども、それが前もってお話ししていただきたら、部屋に戻って話をしたときに、これ聞きたいと。ちょっと聞きたいけど、でも後でいいかと思っていたようなことが、もうそれは機会がなかったという感じのところもちょっとあったので、この漢字の説

明に関しては、例えば当日の朝なり、ここはこういう人が来てこういうので  
すよって前もって教えてくださったら分かりやすかったなというのはありま  
した。評議に関しては、自白していたんですけれども、先ほど申し上げたよ  
うに動機が変わりましたので、そのところが大きくて、でも本当は本人に  
はきっと不利なわけですよ。強制性交が理由だったと先に。

**司会者**

実際、不利だったんですね。評議はそういう方向だったんですね。

**6 番**

だったんだろうとは思うんですけれども、それを当日本人に不利なことを  
一応言った、その辺をどうしていくかという、言ったんだから情状してあげ  
るのかどうなのかという、そういうのが評議の一番最初の流れになりました。

**司会者**

今せっかく 6 番さんから御指摘いただいたので話が戻るんですけど、法廷  
で証人とか被告人に裁判員の皆さんから直接聞くことができますという話が  
ありますよね。直接聞かれた方はどのぐらいいらっしゃいますか。2 番さん、  
聞くときどんな気分でしたか。

**2 番**

被告人は幼い感じだったので、評議でも再犯の確率とかそういうことが言  
われてましたので、反省してるのかとか、そういう単純な質問だったんです  
けど。

**司会者**

なるほど。平成元年生まれだから 30 歳になったぐらいでしたかね。

**2 番**

そんな年でしたか。見た目は、僕は 10 代ぐらいにしか見えなかった。

**司会者**

その被告人の反省の程度を確認するような質問をされたと。

## 2番

そうですね。最初1日目の評議のときは、計画的に待ち伏せたのか、あるいは突発的な行動だったのかということが争点だったんですけれども、僕としては待ち伏せしていたんじゃないのかなという思いがあるんですけれども、皆さんで話し合った結果そういうところだったんですけど、前歴も2回ぐらいあったんですね。そういうところを皆さんで話し合ったのが1日目です。

## 司会者

そういう確認を御自身で取ったことによって、その後の評議で意見が言いやすいとか、少し自分の疑問が解消できたとか、そういうことはありましたか。

## 2番

そうですね。直接聞いて、泣きながらぼそぼそしゃべってましたけれども、大分こたえたんじゃないのかなという気がしましたね。

## 司会者

分かりました。4番さん、御質問されたということで。どこで聞いたかということとはともかく、聞いてみた感想というのはどんな感じですか。

## 4番

ちょっと怖かったんですけれども、やはり結構事件が重かったので、どう考えているんですかと。あんまりしゃべる人じゃなかったの。

## 司会者

被告人ですね。

## 4番

はい。お父さんも来て、どう考えているんですかというのと、実際、被害者に対して、ちょっと意見を聞きたかったのでもう聞いてみました。裁判長から聞いてと言われたので、聞こうかなと思って聞きました。

## 司会者



直接聞いてみた効果と、あるいはメリット・デメリットというのは何かありましたか。

#### 4 番

そうですね。最初質問したんですけれども、ちょっとそれで場が和むということはないでしょうけれども、みんながすごく質問され出したので、その点だけは良かったかなと思うのと、何かちゃんと被告人の人は真剣に返して、こういう補償をしていきたいと思うとかいろいろ言っていたんですけれども、僕は素直にいいなと思ったんですけれども、その答えに対してもいろんな意見が出たので、やっぱり人を見る目、それぞれ違うんだなということで、それは良かったなと思いました。

#### 司会者

ありがとうございます。それでまた評議の場面に戻りますが、否認事件をご担当された3番と4番の方に伺いますけど、結局有罪か無罪かとか責任能力が認められるかどうかということ判断されたと思うんですけど、その後、量刑の評議に入っていかれたと思うんですが、その犯罪が成立するかとか責任能力云々という話は、全員で議論を尽くせたという印象はありますか。3番さんからどうぞでしょう。

#### 3 番

そうですね。全員で時間を掛けてしっかり話し合ったという印象でした。

#### 司会者

評議の進行として長過ぎたという逆の面はなかったですか。

#### 3 番

評議のときに、被告人が犯行時の精神状態について結構議論して、そこは結構時間を掛けたところだったんですね。それだけでも1日終わったりする日もあって、話してるうちにわけが分からなくなってくるときもあったんですけれども、でもそこはやはり責任能力だったり殺意があったかどうかとい

うのにすごく関わってくるところだったので、本当に細かく細かく、前の日に話し合ったことを次の日にもう一回振り返ってみんなで復習しながら話し合ったので、時間は掛かったけど、必要なことだったと思います。

**司会者**

ありがとうございます。4番さんはいかがでしょう。

**4番**

これはまさしくさっき言った酩酊と異常な酩酊についてすごく難しかったなというのがありました。

**司会者**

分かりました。それで、ここから先は皆さん6人とも量刑の評議に入っていく場面に頭を切り替えていただきたいんですけれども、量刑の評議に当たって、最後は数字を決めなければいけないですよ。数字を決めなければいけないというのはあらかじめ分かっておられたわけですよ。それは何を議論したら数字が決まるのかというのはどのぐらいあらかじめ理解されていたかという質問なんですけれども。6番さん、いかがでしょう。どういうふうに思って量刑評議に臨まれましたか。

**6番**

ある程度の、このぐらいの罪だったら何年ぐらいだというのは、情報は下さるんだろうなというのはありました。ただ単に被害者の言ってることを聞いて、かわいそうだから死刑とか、かわいそうだから何とかではないのは、それは分かっていたので、普通の範囲というか。

**司会者**

法廷でその情報を得られましたか。

**6番**

法廷でですか。

**司会者**

例えば検察官の論告を聞いてというような場面を想定しているんですが。

6 番

論告で、この何年が出るのは。

司会者

法廷で論告要旨というのをごらんいただいたと思うんですけども、そこで量刑をどう決めるかという道しるべを示されたという印象はありましたか。

6 番

数字としてですか。

司会者

ええ。

6 番

余り数字としては思わないです。

司会者

思わなかった。

6 番

はい。

司会者

もとより弁護人の弁論を聞いても余りそこまではたどり着かなかったわけですね。

6 番

はい。

司会者

評議の場面はまた後でお聞きしますが、同じような質問で、審理が終わった段階で何をどう決めていくんだらうという道しるべが得られていたかどうかについて御意見ある方はいらっしゃいますか。1 番の方、いかがですか。質問の意味は分かりますか。

1 番

ごめんなさい、あんまり。

司会者

いえ、とんでもないです。多くの検察官は量刑のグラフを示して、ここの中のこういう位置付けだから求刑は幾らですという主張をされているのではないかと思うんですけども、そういうことが皆さんの心に響いていたかどうかということなんです。そういう趣旨でどなたかありますか。

4 番

傷害致死って、こんなものなのかなというのだけ。

司会者

論告のグラフをごらんになったときに。

4 番

グラフを見たときに、ああ軽いんだなと思った。で、再犯とかだったの、僕はもうすげえ何か二十何年とか思いながらきたつもりだったんですけども、あれっとか思って。

司会者

ほか、いかがですか。法廷が終わった直後、論告をごらんになったり弁論を聞いたところで、数字的なことを考えなきゃいけないんだなというのはつかめていましたか。あまり記憶にないという方はいらっしゃいますか。今資料を見ていただいているんですけども、当時そんなにその辺に法廷で意識が向かなかったという方はいらっしゃいますか。2番さん、いかがですか。

2 番

ちょっと数字のことですけれども、再犯の確率がちょっと高いという話だったので、裁判官の方が過去の事例を見せていただいて、それで執行猶予を付けるかとか、実刑にするかとか。

司会者

最終的にこの事件は懲役2年6か月で執行猶予4年、保護観察を付けるという結論になったのですかね。

## 2番

はい。

## 司会者

量刑の評議の冒頭あるいは途中でも結構なんですけど、裁判官から行為責任主義というもののにのっとって考えなければいけないんだという説明を受けた記憶のある方はおられますか。もうちょっと聞きますと、まず量刑を考えたときには、犯行の態様、結果、それから動機や経緯などを基本に考える。それが刑法の考え方なんですよという説明を聞かれたと思いますが、その説明はしつこかったですか。長かったですか。つまり、だらだら、だらだらその話ばかりされて、もう分かったよという感じだったのか、適切な時間の中でずとんと落ちるような説明だったのかという質問なんですけど、皆さんうなずいておられるので、そこは適切な説明を適切な時間配分でやってもらったというふうに認識されてるんですかね。そういうことを行為責任主義というんですけれども、その行為責任主義というものを基本に考えるんだということ、もう一遍聞きますが、法廷にいる間に気付いた方というのはいらっしゃらないですか。評議室で初めて聞いたという感じですかね。分かりました。皆さんうなずいてるというふうに伺っておきます。

それから、先ほど、検察官の論告メモにグラフがあるというふうな話をしましたけれども、評議室でもグラフはごらんになりましたですかね、皆さん。うなずいておられますね。グラフを示されるタイミングとして遅かったか早かったかということについてちょっと伺いたいんですけれども、記憶はありますか。

## 4番

遅いなと思いました。そしたら、もっと質問できたなと思いましたね。

司会者

つまり、審理をやっている最中から、もう見せてほしかったと。

4 番

そうですね。最後に検察官、本当に最後だったので。

司会者

つまり、もっと重い刑になるものだと思っているから、それで法廷に臨んでいるから。

4 番

そうですね。別に、反省しているかだけ見ていたのですけれども、こんなに軽いんだったらもっと言ったろうかなと。言ったろうというか、質問してぐらいの。

司会者

なるほど。分かりました。あと、量刑の評議に当たって、皆さんが数字というか、考えを巡らせるに当たって、この辺の情報が足りなかったとか、今のタイミングが遅いという話もありましたけど、ほかに何か御意見のある方はいらっしゃいますか。

3 番

私は法廷で話を聞いていて、このぐらいだと何年とか、ちょうどいい量というか、そういうのは余り見当が付かなかったんですけれども、検察官からのメモでグラフが出てて、こういう何年ぐらいが多いんだと、こういう事件、こういうことだと何年ぐらいが多いんだという目安が付けられたんですけど。あと、評議してるときには裁判長がこういう表をもう一回見せてくださって。

司会者

画面でですね。

3 番

画面で。一番少ない2年以下だと例えばこういう内容で、逆に十何年って

何なんですかという質問をしたら、こういうことをすると10年以上になることがあるというのを聞いて、10年だとこのぐらい、こういうことをすると10年、2年以下の軽いつて、軽いかどうか分からないんですけれども、2年以下の短い期間だと、このぐらいの犯行だとそうなんだなという目安がそこで初めてできました。

### 司会者

そうすると、検察官の論告でこういうグラフは示されたし、その後も同じようなグラフを示されたんだけど、すっと落ちるという意味では、評議室でグラフの成り立ちみたいなことの説明を受けてようやくという感じだったというところですかね。

### 3番

そうですね。この数字、何年以下、何年以下というグラフだけ見てもちょっと分からない、分からないというか、何年が多いんだなというのは分かるんですけれども、どういうことをしたらこの年、何年以下って、2年、3年となるのかというのまでは分からなかったのです。

### 司会者

なるほど。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。その話合いの時間というのは適切でしたか、それとも短過ぎた、もうちょっと話し合いたかった、その辺り、7番さんいかがですか。

### 7番

量刑を決める段階になって、それまでの過去の事案というのも結構勉強というか、いろいろ説明をしていただきました。今回検察が求刑したのは11年だったのですけれども、11年じゃまたやりそう、というのは、裁判を見ているでも被告人が反省している感じが全然伝わってこなかったのです、全く無表情で。

過去の事案を見て、こういうことをやったら大体何年というのを説明を受

けると、何となく、じゃあそれを超えちゃいけないんだなという感覚にはちょっとなりました。やはり過去の事案をいろいろ聞くと、説明を受けると、これ以上は出しちゃいけないのかなという感覚にはちょっと陥った感じはありました。

#### 司会者

こんなに重い事案はこういう事案だよという説明を聞くにつけ、そこまでは行かないんだとすると、そこまで行ってしまう量刑はないよねというふう  
に思い始めると、そういう話ですかね。

#### 7番

ちょっと軽くなって、またこの人やりそうって、被告人の反省が見られなかった  
のでやりそうだなって。それでもやっぱりそこを超えちゃいけないのかなという、  
やっぱり専門家じゃないので、そこはちょっと感じました。

#### 司会者

強制性交等致傷の事案で、被害者の受けた傷とか今後の仕返しとかそういう  
ことにかなり頭が行って大分重いイメージでいらしたけれども、グラフを見ながら  
少しずつ考えを変えていったという流れがあったということですかね。そこは  
大分時間を掛けてやりましたかね。

#### 7番

はい。

#### 司会者

ほかいかがでしょうか。数字を決めていく過程で。いかがですか、1番さん。

#### 1番

具体的に量刑グラフを見ると分かりやすく自分で数字が出てきやすいかな  
と思ったのですが、全くこういう事件というのに当てはまるグラフが見付か  
らなくて、しょうがないんでしょうけど、そういうような、今後こういうの



とこういうのと二つの、例えばですけど、強盗と暴行、殴るというのと、あとはこのときは未成年であるということと、その三つのグラフを見なければいけなかったんですけれども、今後そういうのが入力して出てくるグラフが出てきたら分かりやすかった。でも、どのグラフに自分の中で重きを置くかというのでちょっと悩みました。

**司会者**

恐らく検索条件というのがあって、その条件の設定を3種類ぐらいやってみたわけですね。

**1 番**

はい。

**司会者**

それを比較しても、比較したからといってずっと数字が導けないというところのもどかしさみたいなものがあったという、そういうイメージですかね。

**1 番**

はい。

**司会者**

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

**6 番**

たしかスクリーンでこの表、同じようなものを見せてくださって、この何年だとどういうふうになったんですかと言うと、そこのところをぱっと出してくださいと思ったんですけども、その画面が消えて、また何年ですかと聞くと、またそれが出てきて、比べようと思ったときに、前のが未遂だったか、示談金が幾らだったか、どのぐらいの前科があったか、初犯だったとかいうのが消えていて、もう少しこれこれと言ったときに見比べられると分かりやすかったなというのは思いました。

**司会者**

分かりました。ありがとうございます。量刑の評議自体の時間設定なんです  
が、繰り返しになりますけれども、もうちょっと長く話し合いたかったと  
いうイメージを持った方はいらっしゃいますか。

#### 4 番

そこが時間があっても多分あまり結果は変わらないので、もうちょっと何  
かこう、知識みたいな、前例主義だとか、法律にのっとってとか、何かそこ、  
ちょっと前提条件が、一緒でしょうけどね、何かこれだったらこうとかいう  
のを言っていたら、今の法律界ではそうなんだなと、7番さんが言っ  
てるのと同じでしょうけど、納得しやすい、感情で言ってるので納得しやす  
いのでというのは、後々思っても、何かすごくこう、何ですかね、納得性が。

#### 司会者

なるほど。先ほどおっしゃったとおりで、早めに量刑グラフでも示しても  
らってれば、被告人に問い掛けることも変わってきたと、そういうこと  
にもつながるわけですね。

#### 4 番

そうですね。はい。もうちょっと前提条件で、何かこう、僕らが公平にや  
ってるんだというのを安心したいので、何かそういう目安があったほうがい  
いなと思いますね。早めにですね。

#### 司会者

分かりました。ありがとうございます。時間がそろそろなんですけど、検察  
官から何か質問はございますか。

#### 石井検察官

一番お聞きしたかったのが、検察官は論告メモを書いて皆さんに御提供さ  
せていただいているわけですが、それがどういうふうに使われている  
のか、あるいはあれを見てどういうことを考えておられるのかというのが  
我々としては一番関心があるところです。それは司会者の裁判所のほうから

聞いていただいたので、どういう状況だったのか大体把握できたと思っているんですけれども。そのほか、最近、検察庁の試みとして審理に最初に入るときに冒頭陳述をかなり分かりやすくしようと思って工夫しているところがありまして、できるだけ短くコンパクトに、これから行う審理でこういうことを聞いていきますよとかいうことを皆さんに御紹介して、次の証拠調べにすんなり入っていかれるように工夫しているつもりなんですけど、その点について、冒頭陳述について裁判員経験者の方々がどういう印象を持たれたか聞いてみたいと思います。

#### 司会者

はい、ありがとうございます。2人ぐらいの方からその辺りを伺えたらと思うんですけれども、検察官の冒頭陳述の価値といいますか、位置付けといいますか、その辺りはいかがでしょうか。

#### 4番

第一印象的には難しいなと思いました。結構分かりやすく書いて、パワーポイントで見やすくされているんですけれども、やはり難しかったですね。

#### 司会者

事案が責任能力の争いのある事案なのでなかなか、しかも酌酐がどうたらこうたらという話なので、もともと難しい事案だったのかもしれないですけどね。ほかいかがでしょうか。特に自白事件なんかはどうでしょうか。特に御意見はないですかね。ほかにはよろしいですか。

#### 石井検察官

はい、結構です。

#### 司会者

では、弁護士会のほうからお願いします。

#### 牧野弁護士

私のほうからは、量刑の評議において、いろんな裁判員経験者から私も話

を聞いているんですが、よくもやもや感が残ったという話を聞いて、4番さんもそれに近いのかなと思うんですが、確かに難しく、公平性が一つ必要ですよね。北海道と九州で倍になったというのはおかしい。しかしそうかといって、やっぱり市民の常識を入れるために裁判員制度が始まったわけで、量刑にも市民感覚を反映させなきゃいけない。そのバランスがとても難しいと思うんですが、結局4番さんは、最後まで何となく市民常識が活かされていないんじゃないかという、少なくとも自分の感覚と違うという不満がちょっとあったようですが。

4番

そうです。

**牧野弁護士**

皆さん方の中に、裁判官によっても話し方は違うと思うんですが、一応今までの相場は大体こんなもんですと、枠はね、これを見てくだされば分かる。それを一応大幅に超えちゃうと困るけど、それは公平性を害するからね。でも、ある枠内では皆さんの常識を反映させてくださいというような説明をされてる方もいらっしゃるようなんですよ。

4番

そうそう、そういう感じ。

**牧野弁護士**

それをされた上で、もやもやがまだ残ってる方はどのぐらいいらっしゃいますかね。一応納得しましたか。

**司会者**

4番さんは納得してないんですね。

4番

まず、傷害致死と殺人の違いがよく分からなかった。

**牧野弁護士**

そこから。

4 番

そこでした。今回のこの事件は。

司会者

それはそれとして、ほかに今の質問としてどうでしょうかね。いかがですかね。

牧野弁護士

要するに、公平性と市民常識のバランスで、一応まあこんなものかなとす  
とんと落ちたのか、やっぱり何か納得できない、これならA I入れればいい  
じゃないかというような不満が残ったのか、その辺ですが。

4 番

そう思います。

牧野弁護士

ほかの方はどうですか。結構難問だと思うんですけどね。その調和を図ら  
なきゃいけないので。それは皆さんの中で一応、まあ制度としてはこんなも  
のかなとすどんと落ちて納得したのか、やっぱり何かなあというもやもやが  
残っているのか、その辺どなたか感想があれば。

3 番

法律関係がなかったら、ただ被告人の話とかいろいろ聞いてるだけだと、  
こんなじゃ足りない、もっと入れてやれみたいな。

司会者

刑務所に入れてやれということですね。

3 番

その何年というのを決めるときに。だけど、それはただの気持ちなので、  
そうじゃなくて、一般的に考えたらこの辺の何年というのが多いよ、このと  
きはこの何年だとかこういう事件のときは何年ぐらいが多いよというのはちゃ

んと説明を受けた上で、やっぱり気持ち的にはもっとそんなんじゃないかと思っていて方も、最終的にはやっぱり、気持ちはそうだけれども、法律とか法廷の場、法廷でのお話を聞いたり、ちゃんとみんな議論を尽くした結果だと、やっぱりこのぐらいの長さがいいよねという感じで納得されていた感じでした。

#### 司会者

もうお一方ぐらいいかがですか。

#### 2番

強制わいせつ致傷ということで、30歳ですから、本人の更生がきちんとできるかということを見ていたんですけれども、若いので、そういうふうに周りが持っていけば、長く刑罰を与えるよりも見守っていくほうがいいんじゃないのかということで、被告人を見て更生できる確率のほうも見てあげて、長くぶち込んどけばいいという考え方もないんじゃないのかなという気がします。

#### 司会者

それでは、6人の方には大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。法曹三者を代表しまして、今いただいた御意見を今後の裁判員制度の発展に向けて適切に活用させていただきたいと思っております。では、これで本日の意見交換会は終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上